

2017年度予算編成についての要望書

沖縄県知事 翁長雄志 殿

2016年12月22日

日本共産党沖縄県議団

団長 渡久地 修

嘉陽 宗儀

玉城 武光

西銘 純恵

比嘉 瑞己

瀬長美佐雄



「オスプレイ配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念」の建白書の実現を公約に掲げた翁長知事が就任して2年が経過しました。

県民は、翁長知事誕生後も、衆議院選挙、県議選挙、参議院選挙でも翁長知事を支えるオール沖縄の候補を勝利させてきました。

しかしながら安倍政権は、この沖縄県民の選挙で示した民意を一顧だにせず、辺野古埋め立て承認取り消しの取り消しを求めて翁長県知事を裁判に訴えるという暴挙に出ました。裁判所も、国の主張をそのまま写しただけと批判されるような不当な判決を下しました。また、高江でのオスプレイパッド建設の強行、米軍伊江島補助飛行場の基地機能を強化する工事を強行、辺野古工事の再開など、基地負担の軽減どころか、新たな負担の増大、基地機能強化を押し付けています。さらに、12月13日、欠陥機オスプレイが名護市安部の海岸に墜落したにもかかわらず、6日後には飛行を再開するなど、沖縄は未だに米軍の植民地下に置かれているのかと疑わざるを得ないような異常の事態が続いています。

そのような中であって、安倍政権の様々な圧力に屈せず、建白書の実現、あらゆる手法を駆使して辺野古新基地建設を阻止するたたかいを続けている翁長知事の姿は多くの県民に勇気と希望を与えています。

暮らしと福祉の問題でも、子どもの貧困対策、子どもの医療費助成制度や少人数学級の拡充、特別支援学校的那覇市への建設、給付型奨学金の創設など、県民の立場に立った施策を前進させています。

私たち日本共産党県議団は、安倍政権言いなりになって翁長県政を攻撃する勢力からしっかりと翁長県政を守り発展させるために頑張ります。

日本共産党県議団は、翁長県政が、21世紀ビジョンの「基地のない沖縄」を目指し、沖縄経済の発展、豊かな自然や文化を生かし、地元産業、地元企業を育成し、県民こそ主人公の県政へとさらに発展することをねがって、2017年度予算編成にあたっての要望書を提出します。

真摯なご検討をお願いします。

1、基地のない平和な沖縄をめざして

(1) 普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念、オスプレイ配備撤回の「建白書」の実現について

- ① 県知事選挙での公約である「建白書」実現、辺野古新基地は絶対に造らせないために、県知事のあらゆる権限を行使すること。
- ② 普天間基地の危険性除去のために直ちに米軍機の飛行停止と基地の運用停止を求めるとともに、同基地の閉鎖・撤去を求めること。
- ③ 名護市長との連携を強化するための連絡協議会の設置など、効果的な対応を検討すること。
- ④ アメリカ政府、連邦議会、州議会、市議会、アメリカの労働組合、市民団体などに、沖縄の実情を知らせるために、ワシントン沖縄県事務所の活動を強化すること。
- ⑤ アメリカ政府や連邦議会、国連などの国際社会へ継続的に訴えるための知事の訪米、書簡やパンフレットの送付など様々な行動を検討すること。
- ⑥ 米海兵隊は日本・沖縄を守るための軍隊ではなく、世界への侵略の軍隊だという実態を明らかにし、県民や国民に周知徹底するための対策をとること。
- ⑦ 県議会決議を尊重し、在沖米海兵隊の撤退を求めること。
- ⑧ 墜落した欠陥機オスプレイの訓練の即時中止と全面撤去を求めること。
- ⑨ 高江をはじめ全県に69箇所もあるオスプレイパッドの撤去を求めること。
- ⑩ 伊江島ではMV22オスプレイに加え、CV22オスプレイ、F35垂直離着陸戦闘機による訓練が予定されている。基地機能の強化、負担増大を許さず、米軍伊江島飛行場の大規模改修工事の中止を求めること。
- ⑪ F22戦闘機の配備と外来機、州郡機の飛来に反対し、未明離陸、夜間の離着陸の中止、爆音防止を国や米軍に強く求めること。戦闘機の撤退を求めること。
- ⑫ 米軍の訓練水域・空域の廃止、鳥島と久米島の射爆撃場の即時返還を求めること。
- ⑬ 米軍機及び米軍艦船の民間空港、港湾の使用に反対し認めないこと。
- ⑭ 事実上遊休化している那覇軍港の即時無条件返還を求め、浦添移設に反対すること。
- ⑮ 原子力潜水艦のホワイトビーチへの寄港に反対すること。
- ⑯ 日米地位協定の抜本的な見直しのために全力をあげること。
- ⑰ 米兵及び軍属等を基地外に居住させないこと。米兵犯罪の防止のため民間地域への夜間の立ち入りを制限すること。米兵及び軍属等の所有する車両へ県民と同様に自動車税、軽自動車税を課すこと。
- ⑱ 米軍基地の県内移設条件付きでは、解決しない。SACO合意を見直すこと。

(2) 自衛隊基地の増強に反対すること

- ① 戦争法（安保法制）の強行可決によって、日本はアメリカの引き起こす海外での戦争に参加する危険がある。日本、沖縄を再び戦争に巻き込む戦争法の廃止を求めること。
- ② 自衛隊の与那国島や宮古、八重山など先島への配備は、他国との軍事的緊張を高めるものであり反対すること。巨大なレーダー基地の与那国町への建設中止を求め、電磁波の影響調査を行うこと。下地島空港の軍事利用を認めないこと。
- ③ 自衛隊へのオスプレイ導入と那覇基地への配備に反対すること。
- ④ 那覇基地の欠陥機 F15 戦闘機と空中給油機の撤去、住宅密集地に近い弾薬庫の撤去、自衛隊機の爆音被害をなくすこと。また、那覇空港の民間専用化を国に求めること。
- ⑤ 米軍と自衛隊の合同訓練に反対すること。
- ⑥ 中学生に自衛隊への職場体験学習はさせないこと。

(3) 教育への政治介入に反対し、教科書検定意見の撤回・記述の回復、戦争の悲惨さを後世に正しく継承を

- ① 歴史教科書への文部科学省の検定意見の撤回と記述の回復を強く求めること。
- ② 悲惨な沖縄戦の実相を後世へ伝えるために、高齢化する戦争体験者の証言を記録する事業を市町村と協力して早急に推進すること。
- ③ 「戦争遺跡保存条例」を制定し、戦争遺跡を指定し、保存、整備をすすめること。平和祈念資料館等を学校教育での活用をすすめるなど、沖縄戦の実相を後世に正しく継承するように特別の努力を行うこと。
- ④ 旧日本軍 32 軍司令部壕の保存と部分公開、説明版の記述の復活を行うこと。
- ⑤ 沖縄戦で二千数百人が学徒動員された実相を後世に伝えるために、21 校の学徒合同石碑の建立を急ぐこと。沖縄戦での少年兵の実態を調査し、明らかにすること。

2、沖縄振興計画について

- ① 沖縄に投下された振興予算が本土に還流する仕組みから脱却し、県内で循環・蓄積する仕組みにすること。
- ② 地元産業、地元企業の振興・育成を柱にし、沖縄の力を底上げするものにすること。そのためにも、無駄な大型公共事業から生活密着型公共事業へ転換し、戦後 27 年間の米軍占領によって遅れている福祉、医療、教育の分野や離島振興を重点的に取り組むこと。
- ③ 政府の米軍基地とのリンク論をきっぱりと拒否し、基地のない平和な沖縄をめざすこと。
- ④ 「米軍基地は沖縄経済発展の最大の阻害要因」であること、「基地のない方が沖縄は発展する」ことを具体的に経済、雇用などの指標で示し、県民に周知し、全国に発信すること。
- ⑤ 一括交付金について福祉・教育分野での活用を拡大させること。
- ⑥ 沖縄本島縦貫鉄道を早期に導入すること。LRTなどフィーダー交通も早期に検討すること。
- ⑦ 地方交付税について、広大な領海を考慮することや亜熱帯補正の創設、へき地教育振興法の基準点の見直しなどを国に求めること。
- ⑧ 普天間基地の公共用地の先行取得を推進し、跡利用計画を早期に策定すること。

- ⑨ 米軍基地汚染の履歴を公表させ、有害物質の汚染除去を米国並みの基準で実施させること。
- ⑩ すべての基地をなくした沖縄の将来像を描き、県民に提起できるようにすること。
- ⑪ 一括交付金の不用額、繰り越し額を縮減し、予算の確保に全力をあげること。

3、県民のくらしと福祉の充実を

(1) 高齢者の福祉について

- ① 後期高齢者医療制度の保険料引き下げ、滞納を理由とした保険証の取り上げを行わないこと。
- ② 市町村の地域包括ケアセンターを充実させ、必要な介護サービスを給付すること。
- ③ 介護ベッドの購入やレンタル、外出支援、配食サービスなどへの自治体独自の施策を支援し、自己負担を軽減すること。
- ④ 介護保険料・利用料の減額免除制度を、市町村とも協力し実施、拡充すること。
- ⑤ 介護施設への入居待機者を解消するため、特別養護老人ホームを増設すること。
- ⑥ 有料老人ホーム・無届けホームの実態調査を行うとともに、入所者への支援、在宅サービスへの支援を強化すること。
- ⑦ モノレール・バス等の公共交通や、首里城等の公共施設の高齢者無料制度、または減額制度の創設、拡充を図ること。
- ⑧ 独居老人の全県的な実態調査を実施し、「孤独死」防止対策を強化すること。
- ⑨ 高齢者の認知症や虐待防止の対策を強化すること。

(2) 子どもの福祉について

- ① 子育て世代包括支援センターを設置すること。
- ② 社会全体の問題として「子どもの貧困対策推進計画」を総合的に推進すること。子どもの貧困対策条例（仮称）を制定すること。
- ③ 待機児童の解消のために、認可保育園の新・増設を思い切ってすすめること。
- ④ 保育士不足を解消するために、待遇改善のための財政支援を行うこと。
- ⑤ 保育料の軽減のための支援を行うこと。
- ⑥ 認可外保育園の認可化を促進するため、財政支援と必要な支援を強化すること。給食費への補助を増額し、保育士の賃金引上げ、運営費への支援を強化すること。
- ⑦ 認可外保育園への消費税非課税制度をさらに拡充させ、より多くの園が非課税になるように指導、支援を強めること。また、認可外保育園の固定資産税についても非課税にするように国に求めること。
- ⑧ 夜間保育園の実態調査を行い、必要な支援を行うこと。公的夜間保育園を増設すること。
- ⑨ 無届保育施設の調査を行い指導すること。
- ⑩ 通院医療費を中学校卒業まで無料にすること。一部自己負担をなくし、病院窓口で支払いが必

要のない、「現物給付」を実現すること。

- ⑪ 学童クラブの公設公営化と増設をすすめ、学童クラブの公共施設の使用や民間施設利用クラブへの家賃補助など支援を強化すること。
- ⑫ 学童クラブのひとり親や低所得者の保育料軽減、幼稚園児も補助対象にすることや、大規模学童クラブの適正化、指導員の常勤・複数配置など労働条件の改善などの支援を強化すること。
- ⑬ 児童相談所の専門職員の増員、宮古・八重山へ一時保護施設を増設すること。
- ⑭ 発達障がい支援センターの拡充、親子通園施設を整備・拡充など、発達障がいの早期発見・早期支援のため県の施策を拡充すること。
- ⑮ 里親制度の拡充と里親への支援を強化すること。

(3) 障がい者福祉について

- ① 「障害のある人もない人も共に安心してくらす社会づくり条例」を当事者の意見を取り入れて見直し、必要な財政措置を行うこと。
- ② 共同作業所などの障がい者施設への補助・助成を拡充すること。
- ③ 障がい者の労働の権利、差別の禁止などを雇用促進法に盛り込み、あらゆる種類の障がい者が就労できるように、法定雇用率の向上、未雇用の業者への指導を行うこと。
- ④ 障がい者の職業訓練を拡充すること。
- ⑤ 障がい者が低額な料金で入居できる福祉ホームを増設、自由に外出できるバリアフリーの街づくりなどの施策を推進すること。
- ⑥ 重度心身障害者制度の継続・拡充と医療費助成事業補助要綱を県条例として制定すること。

(4) ひとり親家庭への支援強化について

- ① 母子・父子世帯などのひとり親家庭の実態を把握し必要な支援策を強化すること。
- ② 母子家庭支援モデル事業を促進し、母子生活支援センター、母子寮、乳児園を増設すること。
- ③ ひとり親世帯への貸付制度などの融資条件を緩和し借りやすいものにすること。高等技能訓練促進費を拡充すること。
- ④ 県や市町村の「寡婦控除」のみなし適用拡大と所得税法の抜本改正を国に求めること。
- ⑤ 高校、大学進学など、修学のために学習支援・財政支援を行うこと。

(5) 男女共同参画社会の実現へ

- ① 市町村へのDV相談者の配置、一時保護施設を増設、DV防止基本計画の策定を促進すること。
- ② 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターのすべての県立病院への設置を急ぎ、専門家による体制強化で、24時間対応できるように拡充すること。被害者がいつでも相談できるように、民間病院への支援センター設置を支援すること。
- ③ セクハラ、パワハラ、マタハラ、モラハラ防止の啓発と対策を強化すること。
- ④ 高校、小中学校の男女混合名簿の実施を促進すること。

- ⑤ 性的マイノリティの人権と生活向上、社会的地位の向上のための施策を行うこと。
- ⑥ 義務教育で人権と性の多様性について学び、すべての人間が個性豊かに「自分らしく」生きられる社会についての教育をすすめること。
- ⑦ 女性の社会参加を促進するとともに、県の管理職や審議会などへも積極的に目標をもって登用すること。

(6) 生活保護行政について

- ① 憲法と生活保護法の最低限の生活を営む権利を保障し、保護を必要としている人が申請、受給できるようにすること。申請書を窓口置き、申請権を保障すること。
- ② 通院交通費の支給を周知し実施すること。生活実態に即して、車の使用を緩和すること。65歳以上の人や病気の人への就労の強要をやめること。
- ③ 生活保護世帯、準要保護世帯、生活困窮者への学習支援を、すべての市町村で実施し拡充すること。
- ④ 入院中の住宅扶助の停止をやめること。

(7) 県民生活を守る緊急対策

- ① 全国平均に2万戸不足している低所得者むけの公営住宅を、市町村と連携して増設すること。民間住宅の買い上げ、借り上げ住宅も推進すること。
- ② 公営住宅家賃の減額制度を拡充し免除制度を実施すること。
- ③ 県民が民間アパートへ入居できるように公的連帯保証制度を創設すること。低所得者への家賃補助制度などを創設すること。
- ④ サラ金被害者を救済する相談窓口を市町村や関係機関とも協力し拡充するとともに、過払い金返還等、被害者救済への支援を抜本的に強化すること。違法な取り立てなどのサラ金業者への厳正な行政指導や処分を行うこと。
- ⑤ 振り込め詐欺、ヤミ金融、マルチ商法などの被害の実態調査をはじめ、取り締まりの強化、未然防止策を徹底すること。
- ⑥ サラ金被害や多重債務等に遭わないように高校で消費者教育を行うこと。
- ⑦ 生活困窮者への緊急小口融資制度を拡充すること。
- ⑧ 自殺を防止するために、自治体ぐるみ、県民ぐるみの運動、対策を抜本的に強化すること。
- ⑨ 生活困窮者救済のためのフードバンクや子ども食堂について、市町村と連携して支援すること。
- ⑩ 東日本大震災・福島原発事故で避難してきた人々に、住居支援や医療支援など、避難者に寄り添った支援策を継続すること。

4、県民の命と健康を守る医療体制の確保について

(1) 県立病院の存続と充実について

- ① 県立病院は県民医療の砦として医療体制の強化・充実を図ること。
- ② 県立北部病院を北部の基幹病院として医師・看護師・職員体制を強化すること。
- ③ 産科医、小児科医をはじめ医師の確保に全力をあげること。そのためにも、琉球大学医学部との連携を強化し医師の養成と確保に努めること。看護師の確保に全力を上げ休床ベッドの解消を図ること。宮古・八重山県立病院で7対1看護基準を早急に実現すること。医師、看護師の過酷な労働条件の改善をすすめること。
- ④ 県立病院の役割を果たすために、一般会計からの繰り入れは過去の実績を踏まえて65億円以上の予算措置を行うこと。
- ⑤ 宮古・八重山病院のがん放射線治療機を早急に設置すること。

(2) 県民医療の確保と充実について

- ① 国保財政における前期高齢者交付金不足問題は市町村財政を危機的状況に追い込んでいる。沖縄戦の影響で生じた同問題について、国に対して財政措置を求め、解決のために全力を挙げる
- ② 国民健康保険への国庫負担を元に戻すよう国に求めること。
- ③ 高すぎる国民健康保険税(料)を引き下げるために県からの補助を実施すること。
- ④ 医療を受ける権利を奪う国保証の取り上げは行わず、滞納者への差し押さえなど強行的な対応ではなく親切な相談を行うように指導を徹底し、国保法第44条の医療費の減免を拡充すること。
- ⑤ 修学資金制度の拡充、看護師確保予算の増額など、県として看護師養成の責任をはたすこと。
- ⑥ 助産師の養成をすすめること。
- ⑦ ドクターヘリを拡充・強化すること。
- ⑧ ジェネリック医薬品の普及で患者の自己負担と県の財政負担を軽減すること。
- ⑨ ワクチンの確保に全力をあげ、低所得者への無料接種など、新型インフルエンザの感染防止対策を強化すること。
- ⑩ がん条例に基づき、患者への支援と対策を強化すること。そのための財政支援も強化すること。
- ⑪ HTLV-1の「総合対策」を確立すること。また、難病患者への支援を強化すること。
- ⑫ B型、C型肝炎患者が安心して治療を受け、生活できるための公的支援制度を実現すること。
- ⑬ 一機150億円の重粒子線がん治療機は、治療費が医療保険適用外であり、高額所得者しか治療が受けられないこと、維持管理費が膨大になること等が指摘されており、慎重な検討を行い拙速な導入は行わないこと。
- ⑭ ハンセン病と元患者への人権侵害や偏見をなくしていく対策をとること。
- ⑮ エイズウイルス感染を防ぐ総合的な対策の強化と正しい知識の普及、患者の人権を守る対策をすすめること。

5、どの子にも行きとどいた学校教育と文化・スポーツの振興を

(1) 子どもたちが主人公 —— 学びあい、助け合い、すべての子どもが基礎学力と生きる力を身につける学校教育を

- ① 児童一人あたりの教育予算が全国平均より低い実態を重く受け止め教育予算を増額すること。
- ② 沖縄県の教員一人あたりの児童・生徒数は全国より多く過重負担となっている。正規教職員の1500人採用方針を推進すること。また幼稚園教諭の正規雇用を拡大すること。非正規教職員の待遇を改善すること。
- ③ 30人以下学級を全学年で早急に実施すること。教室不足で実施できない学校の教室確保に県として支援すること。
- ④ 算数、理科など必要な科目の少人数学級を実施し必要な教職員を増員すること。
- ⑤ 学校保健室への養護教諭を複数配置すること。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、学校図書館司書などを、正規職員として配置し増員すること。
- ⑥ 発達障がい児の「特別支援教育」に必要な教職員の定数配置と教育支援員を確保すること。
- ⑦ 競争教育をあおる全国学力テストは廃止を求め、市町村にも強制しないこと。学力向上推進運動を見直し、基礎学力と、生きる喜び、学ぶ喜びを身につける教育をすすめること。
- ⑧ 学校現場の管理統制をやめ、教職員評価システムをやめること。教職員の自由で民主的な教育活動を保障すること。
- ⑨ 市町村教育委員会単位に「労働安全衛生委員会」の設置をすすめ、各学校に体制づくりをすすめること。教職員の多忙化、パワハラなどによる、メンタルヘルスの実態調査をすすめ、勤務時間の管理などの具体的な対策をとること。
- ⑩ 就学援助金の国庫負担削減をやめさせ、必要な児童が受けられるように市町村教育委員会を指導すること。援助金や対象項目を拡充すること。
- ⑪ 行財政改革の名のもとで学校の教材費などが削減され父母負担が増加している。実態を調査し父母負担の軽減をはかること。高校教育までの実質無償化を求めること。
- ⑫ 学校給食を無償化すること。
- ⑬ すべての学校にクーラーを設置し、快適に学習できる環境を実現すること。
- ⑭ 老朽校舎、耐震基準に満たない校舎の改築を計画的にすすめること。
- ⑮ いじめを根絶するため市町村教育委員会や関係機関と協力し対策を強化すること。
- ⑯ 公立の夜間中学を創設すること。珊瑚舎スコーレへの財政支援を継続し、義務教育未終了者の学ぶ権利を保障すること。
- ⑰ 教員採用試験の公正・公平化と透明化にいつそう努力し、年齢制限をなくし臨時教員期間の実績も評価に加えること。
- ⑱ 学校の統廃合を中止すること。
- ⑲ 県立大学、大専等の授業料の引き下げと、減免制度をさらに拡大・充実させること。
- ⑳ 給付型奨学金制度の内容を拡充し、県内進学にも拡大すること。返済型奨学金の返済猶予の拡充と無利子にすること。
- ㉑ 侵略戦争肯定の教育や「日の丸・君が代」の強制は行わないこと。

(2) 文化、スポーツの振興を

- ① 県民が気軽に利用できるスポーツ施設の増設とスポーツ・文化活動への支援を拡充すること。
- ② 県指定及び県内の文化財の保存・修復など文化行政の充実を図ること。
- ③ 世界遺産首里城・美ら海水族館の管理を国から沖縄県へと移管すること。
- ④ 沖縄戦で焼失した、御茶屋御殿、円覚寺、中城御殿などの文化遺産の復元を目指すこと。
- ⑤ 沖縄県立郷土劇場を建設すること。
- ⑥ 世界遺産である組踊りや、沖縄の伝統芸能・文化を継承できるように生活保障を含めて対策を強化すること。
- ⑦ 辺野古で発見された礎石や土器、石器などが貴重な文化財として認定された。試掘調査をさらに進め、文化遺跡として認定し保護をすすめること。

6、県内食料自給率向上と農林水産業を沖縄振興の柱にすえることについて

(1) 亜熱帯性気候の特性を生かした農業の振興について

- ① 日本唯一の亜熱帯性気候である本県の特徴を活かし、本県の産業発展の柱に農業を位置づけること。
- ② 県内食糧自給率を50%まで回復させるための実効ある対策を取ること。
- ③ 新規就農者の参入・定着を支援するための「就農者支援制度」、「定年後就農者支援制度」を確立すること。「青年就農給付金事業」の要件を緩和すること。
- ④ 耕作放棄地の農地としての有効活用のための抜本的な対策をとること。
- ⑤ 県として地産地消を本格的に進めること。そのための学校給食、病院、福祉施設などでの数値目標を定めて推進すると同時に、ホテルや民間事業者とも協力して推進すること。
- ⑥ 6次産業化を推進し、農水産物の直売所など販路拡大への取り組みを支援すること。農水産物の加工場の整備と拡充を図ること。
- ⑦ サトウキビ生産費の価格保障制度は、沖縄の生産実態と生産価格にあった買取価格にすることを国に求めること。含蜜糖についても分蜜糖なみに支援を行うこと。
- ⑧ 酪農、畜産用配合飼料価格安定制度の支援を拡充し、輸入粗飼料へ支援を実施すること。県内での飼料生産を確立させること。
- ⑨ ビニールハウスなどの施設設備を推進すること。
- ⑩ 施設園芸、菊、果樹等の資材、化学肥料の高騰対策等を実施すること。
- ⑪ 農業研究所、病害虫駆除研究所などの予算を増やし、専門職員の養成や研究体制の拡充を行うこと。
- ⑫ イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの根絶事業を沖縄本島でも早期に実施すること。「琉球イモ」などの呼称でのブランド化も推進し、生産を奨励すること。

- ⑬ マイナー作物の農薬登録申請を県として推進すること。
- ⑭ 防風林、防潮林などの整備や、ビニールハウスなどの施設整備を推進し、台風被害から農家と農作物を守る事業を強化すること。
- ⑮ 沖縄にあった農業共済制度への改善、拡充を図ること。
- ⑯ 農協による貸しはがしをやめさせ、営農が持続できるように負債農家への支援を強化すること。
- ⑰ 「鳥獣被害防止総合対策交付金」の継続実施と予算増額を図ること。

(2) 漁業の振興について

- ① 沖縄県民と漁民を無視した日台漁業協定を撤回し、国の責任で操業ルールを確立させること。
- ② 尖閣諸島及び周辺海域は歴史上、国際法上も我が国の領土及び領域である。日中両国間の対立緊張をエスカレートさせることがないよう、冷静かつ平和的な外交交渉で解決を図るよう国へ求めること。
- ③ 尖閣諸島周辺海域において、本県及び我が国の漁業者が自由かつ安全に操業や航行ができるように適切な措置を講じるよう国へ求めること。
- ④ 沖縄の漁業の阻害要因になっている米軍の制限水域の撤廃を国に求めること。
- ⑤ 後継者を育成するための教育訓練体制を充実させるとともに、「所得保障制度」など県独自の支援策を検討すること。
- ⑥ 養殖漁業への支援を拡充するとともに、稚魚の放流など、漁業資源の保全、パヤオの増設など必要な支援策を強化すること。
- ⑦ 県水産海洋研究センターの体制の充実、人材育成の強化を図ると共に、糸満市に海洋深層水施設を設置すること。
- ⑧ 漁業経営セーフティネット構築事業への支援の拡大と、加入促進への具体的な対策を実施すること。

7、地場産業・地元中小企業の育成を

(1) 公共工事の地元企業優先、分離・分割発注の徹底について

- ① 公共工事の地元企業優先、分離・分割発注を推進すること。公共、民間を含め、あらゆる事業での県産品優先使用を徹底し、使用率の向上を図ること。
- ② 2017 年度に「公契約条例」を制定し、下請け代金や適正な労働条件や賃金が確保されるようにすること。
- ③ 下請けダンプ業者への「下請け契約」が適正に行われるよう指導を徹底するとともに、安全を脅かす過積載をなくすための指導、取り締まりを強化すること。
- ④ 建設・土木産業の人材育成に県としても取り組むこと。特に深刻となっている、離島の対策を強化すること。

(2) 中小企業の育成、振興策の強化について

- ① 事業所の9割以上を占める自営商工業者の実態調査を県として行い、実態に応じた振興策を進めること。
- ② 信用保証協会の部分保証制度を元の全額保証制度にもどすことを国に強く求めること。
- ③ 「営業つなぎ資金」「生活つなぎ資金」「くらし資金」等の貸付制度を創設すること。
- ④ 全国的に実施されている「小規模工事契約希望者登録制度」を実施すること。
- ⑤ 「住宅リフォーム助成制度」を拡充し、「店舗リフォーム助成制度」を創設すること。
- ⑥ 陶器、漆器、染色、織物など沖縄の伝統工芸及び伝統工芸産業の育成、振興策を拡充すること。
- ⑦ 学校給食用食器に琉球漆器の導入を計画的に推進し、伝統文化の学習とともに、漆器産業の振興を図ること。

8、雇用の確保と失業率の改善について

- ① 農林水産業の振興、地場産業、地元企業の育成で雇用の場を増やすことを柱にした目標と計画を立てて推進すること。
- ② 県内への企業誘致の際には、沖縄の低賃金を前提にした誘致のあり方を改めること。
- ③ 全県で44.5%となっている非正規雇用を正規雇用に改めるように全力を尽くすこと。
 - ・介護職での介護報酬の引き上げで、雇用の拡大と正規率を高めること。
 - ・保育士の賃金引き上げのための支援を行い正規率の向上を図ること。
 - ・県が補助をして誘致したコールセンター等には正規雇用や雇用実態の報告を義務づける条例を制定すること。
 - ・県、市町村自治体や外郭団体等での行き過ぎた非正規雇用を是正し正規雇用を広げ、必要な職員数は確保すること。
- ④ ブラック企業、ブラックバイトを根絶するための対策をとること。
- ⑤ 沖縄県の消防職員充足率は61.9%であり、県民の命と財産を守るために増員すること。
- ⑥ 県庁や市町村役所でのサービス残業の根絶、増加傾向にあるうつ病などの精神疾患をなくしていく対策を強化すること。
- ⑦ 国に緊急雇用対策の実施を求めるとともに、県独自の失業対策事業など緊急雇用対策をおこなうこと。

9、ムダな開発を見直し、くらし優先、生活密着型の公共事業を

(1) ムダな公共事業は中止、凍結、見直しを

- ① 沖縄市の東部海浜開発事業については、経済的合理性、防災などの視点から、開かれた検証を行い、自然再生事業の活用なども考慮し、より時代に合う土地利用計画へと見直すこと。泡瀬干潟を守り、貴重種・希少種の保護や持続可能な環境保全に取り組むこと。
- ② トランシップ貨物がゼロの那覇港ハブ港湾計画については、次期港湾計画において抜本的に見直すこと。
- ③ 公共工事における談合を防止するために入札制度の改善を引き続きすすめること。

(2) くらし優先、生活密着型の県民が望む公共工事を

- ① モノレール延長は、地元企業優先、分離・分割発注を徹底し、必要な場合は石嶺駅の先行開業を検討すること。
- ② 老朽化した公立学校・私立学校、公営団地、病院、福祉施設などの改築、道路、橋梁、公共インフラの耐震化など生活密着型の公共事業で、仕事と雇用を確保すること。
- ③ 沖縄の自然の海岸、干潟、河川を取り戻す自然再生型の公共事業を推進すること。

10、沖縄の貴重な環境を守るために

- ① 辺野古・大浦湾の埋め立てはあらゆる手段を講じて阻止すること。
- ② 米軍基地や返還跡地における環境汚染は深刻である。環境汚染については、県独自の環境調査を実施すること。
- ③ 「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」を、実効性あるものにするために、あらゆる対策を講じること。
- ④ ヤンバルクイナ、ノグチゲラなどの絶滅危惧種をはじめとする、貴重な動植物の生きるやんばるの森を保全し、世界遺産への早期登録をめざすこと。「種の保存法」に基づく県条例を制定すること。
- ⑤ 北部訓練場の全面返還を求めること。やんばるの森の皆伐と林道建設を中止し、北部地域森林計画を見直すこと。
- ⑥ 泡瀬干潟を鳥獣保護区として指定し、ラムサール登録を早期に実現すること。同干潟のサンゴ再生事業を推進すること。
- ⑦ 地球温暖化防止に向けた CO2 削減へ、太陽光、風力、バイオマス、小水力発電など自然エネルギーへの転換計画を策定し積極的に推進すること。
- ⑧ 乱開発の防止、緑地の保全対策を強化すること。
- ⑨ 過度な舗装を見直し、透水性舗装、透水柵の設置の推進で地下水の涵養を図ること。公共施設、住宅などへの雨水タンクの設置をすすめ積極的な雨水利用を図ること。
- ⑩ ゴミの分別、減量、リサイクル、再資源化を県が先頭にたって推進すること。
- ⑪ 学校給食の牛乳パックを瓶に切り替え、森林資源の保全と環境教育を推進すること。
- ⑫ 産業廃棄物処理施設への管理、監督を強化し、公害が発生しない適正な処理施設の整備をすす

めること。ゴミの不法投棄、不法処理などの防止策を強化すること。

- ⑬ 公共関与産業廃棄物処理場の建設及び産業廃棄物処理施設の新設については、周辺・関係住民の同意を得るとともに、生活環境保全に万全を期すこと。
- ⑭ 観光立県にふさわしく、公道の除草・清掃を定期的に行い環境保全に務めること。

11、災害に強く、安全で住みよい県土づくりを

- ① 沖縄県地域防災計画を随時見直し、災害や被害を未然に防止する万全の体制を構築すること。
- ② 海拔表示や避難ビル等の確保、避難経路などを周知徹底するとともに、避難訓練を行うこと。
- ③ 島嶼県としての災害等に迅速に対応するため防災へりを早急に導入すること。
- ④ 市町村消防を強化するとともに、消防職員の増員を図るよう県としても取り組むこと。
- ⑤ 防災行政無線、緊急地震速報の整備を急ぐこと。氾濫・浸水、冠水被害等を繰り返している河川、地域、農地、県道などの改修、整備を急ぐこと。
- ⑥ 市町村とも協力し、96,500戸の民間住宅の耐震診断・改修をすすめること。
- ⑦ 市町村消防を強化するとともに、消防職員の増員を図るよう県としても取り組むこと。
- ⑧ 電線地中化を促進すること。
- ⑨ 「災害救助法」「被災者生活再建支援法」の適用基準の緩和で被災者の救援ができるように国に求めるとともに、県独自の緊急支援制度や生活支援制度をつくること。災害発生時には速やかで親身な支援が実施できるよう、窓口一本化などを含めた体制を拡充すること。
- ⑩ 急傾斜地崩壊危険ヶ所の実態調査と区域指定を行い防災対策を急ぐこと。
- ⑪ アスベスト使用の実態把握と、被害防止・被害者救済対策の強化と、米軍基地、自衛隊基地での使用の実態把握と被害防止・被害救済対策を国に求めること。
- ⑫ 交通量の多い交差点等や必要な個所への信号機、カーブミラー、ガードレール等の設置を促進し交通安全対策を強化すること。

12、離島の振興について

- ① 離島に住み続けられる総合的な施策を推進すること。
- ② 離島間の農畜産、水産品の輸送費引き下げへの抜本的な対策を講じること。
- ③ 離島の県立病院・診療所の医師や看護師確保のためのドクタープール制を拡充すること。
- ④ 妊婦検診、がん治療の支援を強化すること。本島で病気治療・出産をする本人及び家族の宿泊施設を整備、宿泊費用への支援を行うこと。那覇と離島間の客船航路を復興させること。
- ⑤ 多良間、波照間、粟国の定期航空路線を早期再開すること。
- ⑥ 離島における公共工事の労働者不足を補うため対策をとること。
- ⑦ 若者の「離島離れ」を防ぐための、雇用の創出に力をいれること。
- ⑧ 離島外へ進学する高校生などへの支援を拡大すること。

- ⑨ 電線地中化やビニールハウスの強化など、日常的、抜本的な台風対策を強化すること。
- ⑩ 産廃処理への管理、監督を強化し、公害防止措置を講じること。廃家電のリサイクル料金の差額解消への対策を講じること。
- ⑪ 海岸漂着ごみの処理への抜本的な対策を講じること。
- ⑫ 伊平屋空港の建設を急ぐこと。
- ⑬ 離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持・負担軽減のために、航空・航路補助事業を拡充すること。

13、戦後処理、復帰処理問題等、国への要請事項について

- ① 不発弾処理は、戦争を起こした国の責任を明確にし、全額国庫負担で行うように求めること。その為の恒久法の制定を求めること。沖縄県不発弾対策条例を制定すること。
- ② 戦争被害者の遺骨収集と全ての DNA 鑑定を国の責任で行うように求めること。
- ③ 特殊地下壕の埋め戻しは国の責任で行うよう求めること。
- ④ 戦後つぶれ地補償、那覇市などの戦後の米軍占領下での借用校地問題解決を国に求めること。
- ⑤ 旧軍飛行場用地問題の解決を促進すること。
- ⑥ 戦争被害者補償制度の制定を国に求めること。
- ⑦ 戦争遺跡の管理・保存のための予算措置を国に求めること。

以上